

（午前9時30分 開議）

○議長（上田順康君）おはようございます。
ただ今の出席議員は31人で、定足数に達しております。

○議長（上田順康君）これより平成18年10月橋本市議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

○議長（上田順康君）今臨時議会に出席の説明員については、お手元に出席説明員表を配付いたしております。

○議長（上田順康君）この際、諸般の報告をいたします。

市長から、平成18年10月17日付、橋総第113号をもって、本日招集の市議会臨時会に提出する議案2件が送付されております。

議案は、お手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願います。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上田順康君）これより日程に入り、日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において4番 平木君、5番 岩田君、9番 岡三郎君の3人を指名いたします。

日程第2 会期決定について

○議長（上田順康君）日程第2 会期決定について を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第1号 訴訟の提起について と、日程第4 議案第2号 伊都地方休日急患診療所・病院群輪番制事務組合規約の変更について の2件

○議長（上田順康君）日程第3 議案第1号 訴訟の提起について と、日程第4 議案第2号 伊都地方休日急患診療所・病院群輪番制事務組合規約の変更について の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）おはようございます。
議員皆さまには、大変お忙しい中、橋本市議会臨時会にご参集賜りましてまことにありがとうございます。

本日、ご審議賜りたい案件は2件でございます。緊急を要する案件でありますために臨時会を招集させていただきました。何とぞ、ご理解をお願い申し上げたいと思えます。

議案第1号でございますが、訴訟の提起につきましては、元当市健康福祉部福祉課職員、阪本文彦の生活保護費詐取事件に関し、当市がこうむった被害について賠償を求めため、損害賠償請求訴訟を起こすものであります。

損害賠償請求を提起するにあたり、地方自

治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第2号は、伊都地方休日急患診療所・病院群輪番制事務組合規約の変更についてであります。

土曜日の夜間診療については、かねてより住民の方から多くの要望もございまして、伊都・橋本地域における保険医療行政の緊急の課題として、伊都医師会をはじめ関係機関に協力を要請してまいりましたが、このたび伊都医師会の協力を得て、伊都地方休日急患診療所において、土曜日の夜間診療、午後6時から9時までを実施できる体制が整いました。

つきましては、土曜日の夜間診療を実施するため、伊都地方休日急患診療所・病院群輪番制事務組合規約の変更について、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案2件についてご説明を申し上げます。

議員各位には、よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いをいたします。

○議長（上田順康君）市長の説明が終わりました。

これより議案第1号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）市がこうむった損害1,695万なにがしとなっており、これに対する損害賠償の請求であります。損害賠償の範囲が違うんじゃないかという私の疑問に答えていただきたいと思っております。

民法416条では、これは債務不履行の関係の損害賠償の範囲を決めたものであります。その内容は、損害賠償の請求はこれによって通常生ずべき損害の賠償をさせることを目的とする。相当因果関係にある範囲内の損害賠

償ということであり。これが不法行為に基づく損害賠償の範囲にも類推適用されるというのが判例・通説です。そうだとすれば、ここに弁護士費用は入っていないんですけども、これ弁護士費用何百万円単位で要るんでしょう、それも通常生ずべき損害と言えないのでしょうか。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）今回の損害賠償請求額に弁護士費用も含めるか含めないかということなんですけれども、ちょっとそこまで法的なことはわかりませんが、今回の損害賠償請求を阪本にするにあたっては、十分に顧問弁護士と打ち合わせの上、金額を確定しております。

これとは別に、弁護士費用として申し立て印紙代、切手、あるいは着手金、それと成功謝金、これについては判決が確定した後、成功報酬の部分も入りますので、支払うことになるかと思っております。

ちなみに、印紙代、切手代、着手金、これら含めて100万円相当額必要です。そこへ成功報酬、これは金額によって変わってくるようなんですけれども、別途要するというふうに弁護士から説明を受けております。

○議長（上田順康君）13番 松浦君。

○13番（松浦健次君）今まで確定している部分については、損害として請求すべきではありませんか。相当因果関係についてで、これは当然入るんで、これを抜いているということはおかしいし、それからまたほかに、これは別の話ですけども、東京地裁で企業から1,500万円前後の損害賠償請求を橋本市が訴訟提起されてという前回のお話だったので、そのこととも関連するんですけども、弁護士費用、訴訟費用というのはきちんと確定しているときは出して、それを損害額として請求すべきではないんですか。

もう一回、阪本さんに弁護士費用、訴訟費用、これ片ついたときにまた請求してもらいますか。そういうふうになるんですかね。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）法律的なことは私も十分認識、詳しくわかりませんが、請求の趣旨としまして訴状の中に1、被告は原告に対し、金1,695万7,242円及びこれに対する訴状送達の日以降、完済に至るまで年5分の割合による金品を支払え。2、訴訟費用は被告の負担とする。との判決並びに第1項につき仮執行宣言を求め。こうなっておりますので、訴訟費用については判決の後でどちらが支払うか確定するものと理解しております。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

29番 中西 健君。

○29番（中西 健君）先ほど市長から提案理由の説明があったわけですが、この訴訟にあたって、原告であります阪本氏のやはり資産状況を事前に調査を行っておるのかということまず1点と。

それから、これは原告阪本に対しての賠償責任を負うわけですが、もう既に離婚されておるとのこと。それから、今この間も議会で議論があったんですけれども、保証人を立ててないという状況、これもこの賠償を求めるについては非常に厳しいと感じるわけですが、両親に対しての範囲内も考えているのか。そこらあたりひとつ、事前の調査されておるのかどうかということと。

それから、その賠償の範囲内をどの程度の範囲内で求めていくか、この2点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（上田順康君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）まず、資産でございますけれども、阪本本人の資産につきましては、建物でございます。そういう建物につ

きましては、銀行なり共済から金を借りてまして、もう抵当権が発生してございます。その部分について、これからどれだけ私どもが取れるかということになるかと思えます。

それと、両親、ほかの人の賠償請求でございますけれども、現在行ってますのが、古い橋本市の身元保証の考え方も含めまして、両親、それから元配偶者ということで3人に、これは道義上の問題として支払いをお願いしたいという申し出をしております。

以上でございます。

○議長（上田順康君）29番 中西 健君。

○29番（中西 健君）僕もその資産については、恐らくゼロであろうと、ましてやまだこの家のローンも残っている、個人的にもいろいろ借りているということの中で、訴訟を起こしておるわけですが、極めて厳しい状況であろうと、こういうことを感じるわけです。

これは、和解を含めての解決をしていくということですね。そのことで、この訴訟については非常に本人は既に刑に服しておると、それから社会復帰してもですね、どれだけの回収ができるかという心配もするわけですが、そこで非常にこの1,900万の金額でありますけれども、この訴訟については相当状況が厳しいということ。その点については、その上でこの訴訟、議決を求めているんですから、その橋本市としての考え方、勝算あるのかないのか、含めてひとつもう一つそのところを見解をちょっと述べておいていただきたいと思えます。

○議長（上田順康君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）勝算の問題でございますけれども、損害賠償金の額については、取れるか取れないかちょっと不確定なところはあるんですけれども、訴訟の勝算についてはあると認識して裁判を起こします。

それと、損害賠償請求訴訟の判決については、判決の有効期間は確定後10年ということだそうです。そしたら、10年後どうするかということになりますけれども、たとえ10円でも入金があったり、資産を差し押さえた場合については、時効中断ができるということで、10年の有効期間という考え方じゃなしに、支払ってくれるかどうかわかりませんが、時効中断措置を講じて生涯にわたって請求を行っていきたい、そう考えております。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

21番 福井君。

○21番（福井康雄君）9月議会で松浦議員が一般質問されておりましたが、保証人制度。民間企業の場合は、ほぼ100%に近い第三者の保証人というのは立てないと入社させてくれない、これが現実だと思います。

最近はもっと厳しくなりました、3年に1回、保証人というのは亡くなる方もいなくなる人もおるので、3年に1回新しい保証人を書きかえていく、こういう制度が一般的になっております。市の場合は、法律的にそういうものを第三者の保証制度をしてはいけないという法律的な何か根拠があれば、ちょっと教えてください。

○議長（上田順康君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）過日の全員協議会でも説明させていただいたわけでございますけれども、身元保証につきましては、これはしてはいけないということになってございませぬ。しているところもございませぬ。

ということで、最近の傾向として自治体のほうはしない方向で進んでいるという状況でということでご説明させていただきました。

なぜかといいますと、採用についても日本全国から採用できるような状況の中で、市内に在住している人の保証人とかいうこともございまして、個人が大事だという考え方があ

るようでございます。それで、旧橋本市では保証人を立ててやってたわけでございますけれども、合併のときになくなったという経緯がございませぬけど、今回のことでもありますので、一度検討すべきかなというような考え方でございませぬ。

以上でございます。

○議長（上田順康君）21番 福井君。

○21番（福井康雄君）いずれ本人がお支払いできない場合は、税金で払うということになると思ふんです。我々が税金で処理しなければならぬと。

将来のことについて考えたときには、そして税金の重みを考えたときは、やっぱり将来、今部長おっしゃったように、ぜひともこの制度を検討していただきたいと、かように思っています。

以上でございます。

○議長（上田順康君）要望ですか。答弁要りますか。

○21番（福井康雄君）要望でございます。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので

で、討論を終結いたします。

これより議案第1号 訴訟の提起についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長(上田順康君)ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(上田順康君)起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長(上田順康君)次に、議案第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番 岩田君。

○5番(岩田弘彦君)これにおきましても、かなりの前進ということで敬意を表しているところでございますが、救急体制のほうがよくならないということで、市長のご決断並びに組合議会の皆さんのご決断に感謝申し上げます。

ただ、一つ気になる点がありまして、休日急患のほうのデータを見てみますと、大体五、六十%やったと思うんですが、大体小児救急であるという現実がありますので、小児救急体制というのもしっかり踏まえた上で行っていかんなんと思うんです。その現実に対応するために、どのような配慮、また医師会の皆さんとされているのか。現実、市民病院、土曜日のほうはやっていたらと思うんですけども、小児専門医のほうで。

その辺との配慮についてちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○議長(上田順康君)健康福祉部長。

○健康福祉部長(上田敬二君)小児救急の充

実でございますけれども、まず小児救急としまして、小児科のミニ輪番制ということで開業医のドクターと、それと病院とを組み合わせることで平日の夜間の診療に対応しております。

また、2次医療としまして、病院群輪番制というのがあります。これは、1次医療を受けまして、さらに処置を要する子どもさんなんかは病院のほうで処置するというので、伊都、橋本管内の6病院で組織しております。これについては、土曜日及び休日に対応しております。

それと、市民病院におきましては、あと木曜日、小児科医、夜間常駐していただいております。それと、土曜、日曜についても宿直体制で小児科医あるいは内科、外科医を含めての対応となっております。

そういうことで、一応1次医療、2次医療、ともに最小限の小児科の受け入れ体制ができているわけなんですけれども、残念ながら土曜日の夜間につきましては、病院群輪番制しかなかったと。日曜日については、これまで伊都休日急患所で対応しておりましたけれども、小児科専門ということではありませんでした。内科、外科の医師それぞれ各1名配置していたわけなんです。

最終的には、こういうような状態で開業医さんも含めての土曜日の受け入れ体制が非常に脆弱でございました。そのため市民病院に非常に負担がかかるというような状況も生まれております。

それと、橋本伊都管内がそういうような状況ですから、五條市のほうで応急診療所、これは土曜、日曜、祝日、年末やっております。土曜、日曜、祝日の昼間の時間帯については、五條市の開業医さんたちが在宅輪番制ということで受け入れして、その夜につきましては、応急診療所ということで内科、小児科を中心に対応していただいております。五條市の

ほうへ聞きましたら、橋本市からの利用が非常に多いということです。その分、橋本伊都地方で受け入れ先が十分でないということの裏打ちだと思うんですけども。

そういったことで、曲がりなりに今回土曜日の夜、小児科、内科を中心に対応できることになったのは非常に喜ばしいことだと思っております。

今後につきましては、一応今回につきましては、夜の6時から9時までの時間帯です。これは、統計的にとりましてもその時間帯が非常に多いということで、一応対応できるのかなと思っておりますけれども、他市の状況も見まして、もう少し0時ごろまで延長できないか、そういうことも考えております。

それと、病院群輪番制につきましても、6病院で組織しておるといものの、ほとんどが橋本市民病院、和歌山医科大学附属紀北分院、これらの病院の負担がかなり重くなってきております。これらにつきましても、できれば割合利用の少ない病院を外し、利用の多い病院へ内容をさらに充実していきたいと思っておりますけれども、何分、医師の確保という問題、大きな壁がありますので、今後市民病院と力を合わせて、県の医療計画なり、あるいは県立医科大学のほうへ要望、要請活動を行ってまいりたい、そう考えております。

○議長（上田順康君）5番 岩田君。

○5番（岩田弘彦君）小児救急が五、六十%にどうしても患者さんがなると思いますので、そのいうたら、初期医療、一時医療になると思うんですが、それにつきましては、内科の先生も小児科を診ることができるという形になりますけども、多分それで90%ぐらい、統計でいきますと90%ぐらいクリアできるんじゃないかということで、私も格段の進歩やと思って喜んでおります。

それと、市民病院の負担がやっぱり重労働

になっているところもあるように聞いておりますので、小児科専門医の先生。ところが、その残りの10%っていうても、2次救急体制になると思いますので、その辺も小児専門医が確実につないでいける状態が必要やと思っておりますので、その辺にも十分配慮していただきまして、格段の進歩は進歩でするので、喜んでおりますので、さらに頑張ってくださいますようによろしくお願いいたします。

一応、要望ということでよろしく申し上げます。

○議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第2号については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第2号 伊都地方休日急患診療所・病院群輪番制事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（上田順康君）以上で、本日の日程は終わりました。

これにて、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長（上田順康君）閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

本当に皆さん方には、お忙しい中、こうし

て臨時会にご参加いただきましたこと、心から御礼を申し上げます。すべての2件の案件につきまして可決いただきまして、これから皆さん方のご意見も要望等もございましたので、十分踏まえて今後取り組んでまいりたいと思いで、よろしく願いをいたしたいと思ひます。

本日はありがとうございました。

○議長（上田順康君）これにて、平成18年10月橋本市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午前10時00分 閉会）

